

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

本市の自殺者数は、1998年に国や県の動きと同様に急増し、その後は80～100人台で推移してきました。「金沢健康プラン2013」において自殺者数の減少を目標に自殺対策に取り組み、2013年以降の自殺者数は減少傾向となっていました。2017年には再び89人に増加しました。2019年には包括的かつ効果的な自殺対策を推進するため、新たに「金沢市自殺対策計画」を策定し、2019年以降、60人台から50人台に減少したものの、新型コロナウイルス感染症の影響などで、2022年は71人と増加しています。

自殺は、他の選択肢が考えられないところまで追い込まれた末に起こります。その背景には、精神保健上の問題のほか、経済・生活問題、健康問題、家庭問題、人間関係の問題など様々な社会的要因が重なり影響し合っており、こうした要因が悩みとなり、次第に危機的な状況にまで追い込まれていきます。そして、このような状況は誰にでも起こる可能性があります。しかし、自殺はその多くを防ぐことのできる社会的な問題であるということが、世界の共通認識となっています。近年では、メディア関係においても、自殺報道後に自殺者が増加する危険性があることを鑑み、世界保健機関（WHO）作成の「自殺報道に関するガイドライン」に基づく報道が行われるなど、自殺対策への配慮がなされているところです。

このように、自殺対策は生きることの包括的な支援として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関係機関と有機的な連携を図り、実施していくことが重要となります。

国は2022年10月に、コロナ禍の影響を踏まえた新たな自殺対策大綱を閣議決定しました。

本市においても、自殺対策計画の計画期間が本年度末に満了することから、自殺対策に関する状況や動向、新たな自殺対策大綱の趣旨を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、「金沢市自殺対策計画」を改定し、引き続き自殺対策を包括的かつ効果的に推進していくこととしています。

（国の動向）

2006年 6月	自殺対策基本法の成立（議員立法）
2007年 6月	自殺総合対策大綱の閣議決定
2012年 8月	自殺総合対策大綱の改定（閣議決定）
2016年 3月	自殺対策基本法の一部改正法の成立（議員立法）
2017年 7月	自殺総合対策大綱の改定（閣議決定）
2022年 10月	自殺総合対策大綱の改定（閣議決定）

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、「自殺総合対策大綱」及び「石川県自殺対策計画」を勘案して策定する市町村自殺対策計画です。

また、本市の都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」の実現に向けた行動計画である「未来共創計画」を上位計画として位置づけ、金沢健康プラン等の市の計画とも整合性を図り策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、2024年度から2029年度までの6年間とします。

なお、社会情勢の変化や国・県の政策に大きな変更があった場合など、必要に応じて計画の見直しを行う予定です。

4 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、自殺対策に関する機関・団体をはじめ、学校や企業との連携を図るとともに、市民の協力を仰ぎながら、包括的かつ効果的に推進します。

また、庁内における自殺対策関連事業については、庁内担当課長会議を開催し、実施状況を確認・共有していきます。さらに、重層的支援体制整備事業における関係機関とも連携をとり、自殺対策の推進を図っていきます。